

～ 国際研修 ～

ラオス法律人材育成強化プロジェクト 第1回本邦研修

国際協力部教官

伊藤 浩 之

1 はじめに

ラオスでは、2010年7月から、JICAの枠組みにより「法律人材育成強化プロジェクト」が行われている。今回、このプロジェクトでの初めての本邦研修を2011年3月14日(月)から同月22日(火)まで実施したので報告する。

2 プロジェクトの概要

詳細は、ICDニュース44号にあるので、以下要点のみ記載する。

- ・ 実施期間：4年間
- ・ ラオス側実施機関：ラオス司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学
- ・ 裨益対象者：上記4機関の監督下にある職員及び教員
- ・ プロジェクト目標：ラオスの法・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的能力を取得する。

この目標を達成するために、ラオス民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法について、科目ごとにラオス側のサブワーキンググループが設けられ、日本人専門家¹とともに、法理論と実務上の問題を体系的に分析し、その分析結果をまとめた「モデル教材」²を開発

するなどの活動を行う。

3 研修概要

(1) 参加者

今回は、民法サブワーキンググループのメンバーを対象とする研修であり、チャンタリー・ドゥアンヴィライ最高人民裁判所専門官管理・統計局副局长を始め、裁判所、検察院、国立大学、司法省及び司法省付属の法科大学から合計13名の研修員が来日した。また、法科大学からの参加者には、ラオス北部法科大学(ルアンパバーン)及びラオス南部法科大学(サワナケート)からの参加者も含まれている。このように、機関及び地域の枠を越えて活動しているところが本プロジェクトの特徴でもある。

また、講師は、いずれも本プロジェクト民法アドバイザリーグループ委員である松尾弘教授(慶應義塾大学法科大学院)、野澤正充教授(立教大学大学院法務研究科)及び瀬戸裕之研究員(京都大学東南アジア研究センター)にお願いした。なお、全日程を通して、長期専門家である石岡修弁護士も参加した。

(2) 研修内容

研修日程は文末の資料をご覧いただきたいが、本研修直前の3月11日、東日本大震災が発生したため、見学先の対応が困難となり、一部日程を変更して実施した(資料は変更後の日程である)。

¹ 長期専門家として検事及び弁護士各1名のほか業務調整専門家1名がラオスに派遣されている。

² この「モデル教材」の具体的内容を決めることも本プロ

ジェクトの活動であり、ラオスにおいて必要とされる教材がどのようなものかを見極めて、プロジェクトの中で決まってくる。

主な研修内容は、

- ① 作成途中である民法の「問題集」の草稿について検討する。
- ② 日本の民事実務や法曹養成制度を理解する。
- ③ プロジェクトにおける今後の活動について意見交換を行う。

であった。

このうち②に関しては、3月16日、東京地方裁判所を訪問し、民事事件の法廷を傍聴したほか、法曹養成制度等に関して、木納敏和部総括判事（民事第42部）及び小濱浩庸判事（民事第8部）との座談会を実施した。また、同月18日、東京法務局を訪問し、不動産登記制度について説明を受ける機会を得た。

③に関しては、同月21及び22日、松尾教授から法学関連情報の収集に関する講義がなされたほか、今後の教材作成に関する意見交換を行った。

4 「問題集」作成に関する本研修に至るまでの活動概要

- (1) 今回の研修で最も多くの時間を費やしたのが、上記①の問題集草稿の検討である。

民法に関しては、本プロジェクトにおける初期の活動として、「民法サブワーキンググループが、日本人専門家とともに、民法の代表的な論点を含む問題及び解答例から構成される『問題集』を開発することが掲げられている。つまり、この「問題集」作成は、本格的な「モデル教材」作成の前段階の活動である。今回の研修の中心も、この「問題集」の完成に向けた検討会であったが、これは、これまでの活動の延長線上にあることから、まずその経緯について述べる。

- (2) 本プロジェクトの開始は、2010年7月であるが、その準備調査段階から、松尾教授の御協力を得て、民法の事例問題6問を作成し、2009年9月以降、現地でのセミナーあるいは、JICA-NET と呼ばれるテレビ会議システムを利用して、順次ラオス側と解答について検討を繰り返してきた。

設問はいずれも事例問題であるが、テーマとしては、次の6項目を取り上げている。

- ① 物権法（不動産）〔不動産の二重譲渡，取得時効に関する問題等〕
- ② 物権法（動産）〔即時取得，元物と果実に関する問題等〕
- ③ 物権法（担保物権）〔抵当権の効力及び効力の及ぶ範囲に関する問題等〕
- ④ 債権法（契約）〔錯誤，詐欺，債務不履行，瑕疵担保責任に関する問題等〕
- ⑤ 債権法（不法行為）〔交通事故の事例，損害の範囲，因果関係に関する問題等〕
- ⑥ 親族相続〔夫婦財産制，同時死亡における相続に関する問題等〕

一例を上げると①物権法（不動産）に関する事例の要旨は以下のとおりである。

〔設問〕

BがAから土地を購入し、土地上に自宅を建てた上、庭に先祖の石像を置いていた。しかし、Sがその土地は自己の所有であるとして、建物・石像収去土地明渡請求を行ってきた。

小問(1)

- ①SがAから土地を取得したと主張する場合と
- ②A以外の者から取得したと主張する場合とに分けて、Sが、土地の財産権をどのような事実について証明できれば、その主張を根拠付けられるか（登記が誰にあるかも含めて検討する）。

小問(2)

BがTから融資を受けるために、土地にTの抵当権を設定する場合、その効力は、建物や石像にも及ぶか。

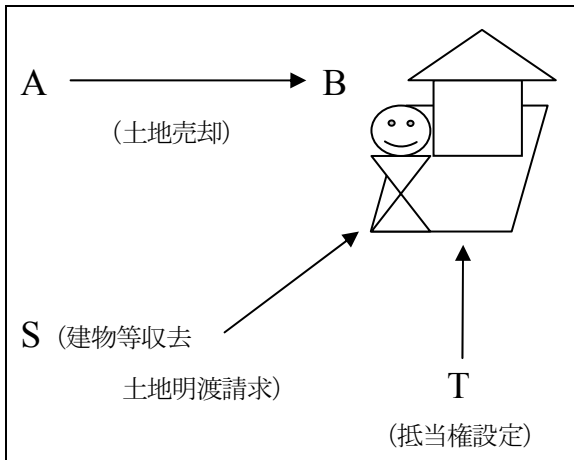
（以下、小問(3)～(5)は省略）

- (3) 検討方法については、以下のとおりである。

まず、こういった設問について、ラオス側のサブワーキンググループメンバーが、ラオス法³を適用し

³ なお、ラオスでは、いわゆる民法典という形ではなく、土地法、財産法、契約履行担保法、契約内及び契約外の債

た場合の解説を順次執筆する。なお、ラオス側の参考になるように、日本側も、日本法を適用した場合の詳細な解説を松尾教授が作成している。



そして、主にラオス側が執筆した原稿をもとに、JICA-NET セミナーや現地セミナーで議論をしてきた。具体的には、松尾教授等日本側からラオス側に対して、より詳しい説明を求めたり、疑問点・問題点について質問やアドバイスするほか、ラオス側からも、議論や執筆をしている中で生じた疑問点や日本法を適用した場合の解決方法等について質問がなされ、それについての解説がなされる。このようにして必要な知見を提供するとともに、更にサブワーキンググループで検討すべき点を提案し、ラオス側も議論や日本側のアドバイスを踏まえて、原稿を修正・加筆するという流れである。

もちろん、現地ではサブワーキンググループとして議論するための会合も開かれており、日本人長期専門家が日常的にアドバイスしている。

このようにあくまでラオス側が自分たちで考え、議論し、執筆するという主体的な活動をしている点に特長があるといえる。

(4) 各設問について、JICA-NET 又は現地セミナーでの1回目の議論は、2010年12月までに一通り終えたため、2011年2月に、JICA-NET で、全6問について再度検討し、今回の研修では、そこでの議論を踏まえて更に改訂した草稿をもとに、全6問につい

務に関する法律、家族法、相続法などとして制定されている。

て集中的に議論し、「問題集」をできる限り完成に近づけることを目標に草稿検討会を行った。

5 今回の研修での検討及び進捗状況について

(1) 今回も、講義という形式ではなく、これまで同様に日本側が、ラオス側の草稿を踏まえて問題点・疑問点を取り上げ、より詳細な説明やラオスの実務についての説明を求めたほか、ラオス側からも多数の質問がなされ、多岐にわたる論点について充実した議論が交わされた。

このような方法は、研修員からも大変好評であり、ラオス側の積極的な参加を促し、自ら法理論を研究する方法として効果的と思われる。また、ラオス側の理解や実務を日本側が理解しやすいという面で、日本側にとっても効果的な方法であろう。



草稿検討会の様子

(2) 実際、これまでの活動により、既に効果が現れ始めている点も見受けられる。すなわち、法理論的には未だ初期段階のものという面はあるかもしれないが、改訂を繰り返すたびに、内容が整理され、充実してきている。

特に、サブワーキンググループ内で意見が分かれた点について、多数意見、少数意見などとして複数の見解を併記するようになっている点は、法理論の研究において重要であり、かつ、法解釈権限は国会常務委員会にあり、単にそのまま受け入れるという土壌があったことを考えると、ラオスにおいては画期的なことと思われる。

また、ラオスの実務上の取扱や取引の現状について説明がなされていたり、当初設定された設問に加

えて、解説中に、説明のために自分たちで新たな問題や事例を考えて加えているなど分かりやすく説明をする工夫がなされており、記述が具体的である。

一例を示すと、上記設問①の小問(2)、すなわち、土地に設定した抵当権の効力は建物に及ぶかという問題について、サブワーキンググループでは見解が以下の二つに分かれている。

- ㉞ 建物を抵当不動産に含む必要がある場合、その旨担保契約書に記載し、明確に定めるべきである（したがって、記載してなければ含まれないことになる）。
- ㉟ 担保契約書に記載されていなくとも、建物及び土地の付属物は抵当不動産に含まれるとみなすべきである。

ラオス契約履行担保法 22 条は、「不動産に関わる担保契約は、担保に供される不動産の価額評価、区分、種類、大きさ、品質、数量及び所在といった当該不動産の特性に関する明確な記述を含むものとしなければならない」と定めているため、㉞の見解は、この規定を根拠に上記のように考えているようである。

一方、㉟の見解の根拠は明確に示されているわけではないものの、土地の価値の維持という考えが背景にあるようであり、理論的には、「土地の付属物」という部分にも現れているように、建物⁴を土地と一体と考えるからであろう。

加えて、ここでの記述においては、設問にはなかった、「水田に抵当権を設定した場合、米（作物）に抵当権が及ぶか」という問題も加えて検討が行われている（現時点では、㉞の見解からは、担保契約に定めていなければ米（作物）は含まれないことになるとされている）。

もとよりこの例を掲げたのは、これらの見解の当否を考えるためではなく、複数の見解が示され議論がなされていること、それを将来普及される予定の

⁴ なお、ラオスでは建物の登記は行われていないとのことである。

「問題集」に記載していることを示すためである。

確かに、土地と建物は一体と考えるかどうか、土地上の樹木や作物はどうかという観点からの理論的な議論はまだ十分になされているとは言えない。

この点、日本では、土地と建物は別個として扱われているが、今回の研修で、講師の方々から、日本でも土地と建物を別個とするかどうかについては、民法の制定過程において賛否拮抗するほどの議論があった旨その沿革⁵まで遡っての説明がなされたほか、これに関連して法定地上権についての説明等がなされた。加えて立法としてはいろいろな規定の仕方があり得ること、当事者の利益衡量も必要であることも伝えられており、今後ラオス側での議論が深まることが期待される。

なお、草稿においては、この点に関する具体的な記述として、ラオスの商業銀行の多くは、土地に担保を設定する場合、担保に供される土地、建物、土地の付属物の種類に関して詳細に定めている現状であること、不動産による担保を登記するに当たっては、担保契約が適正であることについて、公証担当部局で審査を受けなければならないとされていることなどが盛り込まれている。

6 課題について

上記のような効果が見られる一方、個人的な意見ではあるが、課題となる点も散見される。

(1) まず、条文に関して、根拠条文を示すことについては相当改善が見られるものの、単に関連条文として指摘しているに止まると思われることがあり、いくつかの関連条文がある場合、その要件や効果の違いを意識していずれを適用するのか、という検討や、規定相互の関係はどう考えるか、という点の議論に達していない⁶。

⁵ 松尾弘教授著『民法の体系-市民法の基礎-』第3版（慶應義塾大学出版会）130ページ

⁶ 例えば、善意取得に関しては、類似する規定が財産法58条と契約内及び契約外の債務に関する法律42条とにある。また、債務不履行に関する契約内及び契約外の債務に関す

(2) また、見解が分かれることはひとつの進歩であるが、その根拠についての議論は未だ十分でないと思われる。関係者の利益衡量も考えられてきているようではあるが、結論の妥当性はもとより、規定の趣旨を検討することや、理論的な根拠についての議論が深まる必要がある。

(3) さらに、いろいろなレベルの話が混在する場面があり、実体法の解釈の問題と事実認定の問題が区別されていないと思われるケースもある（例えば、どのような要件で責任を負うかという実体法の議論の中で、どのような証人あるいは証拠が必要かという話が出てくることがある）。

(4) 最後に、やはり言葉の問題もある。関係者の方々のご尽力により、今回、通訳や翻訳において特に支障があったわけではないが、法律の専門用語については、やはり法律家において、概念や定義を踏まえて検討すべき用語が散見される。これは、ラオス側との認識の共有に必要であるとともに、通訳人・翻訳人の負担を軽減するためにも必要であろう。

知識を得られ、理解が深まったという感想が寄せられた。そして、これからの活動も責任を持ってやり遂げたいとの力強い決意も述べられた。

今後まずは「問題集」を完成させ、これを普及する活動を行っていく必要がある。また、次の活動として、本格的な「モデル教材」の開発に向けた活動も始めなければならず、まず目次作りが行われる予定である。

また、今回は東日本大震災の直後であり、研修員においても不安を抱えての研修であったものの、日本での研修は大変貴重な機会であるため、できるだけ多くのことを吸収しようと皆熱意をもって研修に望んでいた。そして、研修員からは、研修終了時に今回の震災への義援金が JICA へ送られたので、感謝の意を込めて、ここで紹介する次第である。

最後に、今回の研修に当たって、講師の方々、裁判所や法務局の方々を始めとした関係者の皆様から多大な御支援、御協力をいただき、深くお礼申し上げます。ありがとうございました。

7 おわりに

今回の研修を終えて、研修員からは、さまざまな



International Study Course for Human Resource Development
in the Legal Sector of Lao P.D.R.(14-22 Mar. 2011)

る法律33条と販売する物の品質に関する同法40条の関係も明らかではない。

